〈論文〉

# メキシコにおける「移行期の正義」

# 一正義追求の試みはなぜ挫折したのか-

馬場香織

#### I はじめに

2005年7月22日、メキシコ「過去の社会・政治運動特別検察庁」(Fiscalía Especial para Movimientos Sociales y Políticos del Pasado, 略称 FEMOSPP)は、ジェノサイド $^{11}$ の罪で、ルイス・エチェベリア(Luis Echeverría)元大統領と当時の内務相マリオ・モジャ=パレンシア(Mario Moya Palencia)の逮捕状を連邦裁判所に求めた。問題となった弾圧事件とは、1971年にデモ中の学生25人が非合法的なパラミリタリー部隊によって銃殺されたというものであり、逮捕状はこの作戦を命令した責任者であるエチェベリアとモジャの罪状を問うものであった。しかしながら、同月26日、この FEMOSPP による求めは退けられ、同年9月には、1968年のトラテロルコ広場における軍および警察による学生らの弾圧事件 $^{21}$ についても、起訴を退ける決定がなされた(Aguayo y Treviño 2006 a:56-57; *La Jornada*, 20 de septiembre de 2005)。

内戦の終結した、あるいは軍政から民政移管を遂げたラテンアメリカ諸 国では、内戦中や軍政下で起こった超法規的処刑、拷問、強制失踪といっ た人権侵害とどう向き合うかという問題<sup>3)</sup>について多くの議論がなされて きた。これには大きく分けて二つの立場がある。第一は、過去を忘れてこ そ国民間の和解が可能であるとし、恩赦を主張する考え方である。これに対し、ニュルンベルクおよび東京裁判を源流とし、現在は国際的に主流となっている考え方は、真実を解明し、加害者の責任を司法の場できちんと問うことこそが、正義にかない国民の和解を進めることにつながる、というものである(大串 1999:142-144: Cohen 1995:8)。また、以上のような処罰するか、恩赦して忘れてしまうか、といった選択肢だけではなく、真相究明委員会によって過去の人権侵害の全容を明らかにする措置や、被害者への賠償などが、各国政府によって検討され、実施されてきた。

ラテンアメリカ地域にあって、20世紀初頭以降例外的に軍政も内戦も経験していないメキシコも、以上のような過去の人権侵害をめぐる問題と無関係ではなかった。メキシコでは1929年以降2000年に政権交代が実現するまでの間、制度的革命党(Partido Revolucionario Institucional,略称PRI)の事実上の一党支配の下で権威主義体制が敷かれてきたが、この文民政権下において反体制派、学生運動家、農村ゲリラらに対する軍や警察による人権侵害が広く行なわれたのである。

本稿では、PRIからの政権交代を実現したビセンテ・フォックス (Vicente Fox) 国民行動党 (Partido Acción Nacional, 略称 PAN) 政権 (2000-2006年) の下で行なわれた「正義の追求4)」の経緯を紹介するとともに、正義追求の挫折をもたらした諸要因について考察する。

## Ⅱ 問題の所在

「移行期の正義」研究においてメキシコの事例を検討することは、以下の三つの理由から意義が大きい。第一に、国内外に共通して先行研究が比較的少ないことがある。その理由として、アルゼンチンやチリなど他のラテンアメリカ諸国と比べて、人権侵害の規模が相対的に小さく犠牲者が少ないこと<sup>5)</sup>、また、他国と比べて訴追や真相究明において目立った成果があげられていないことなどが考えられる。しかしながら、強制失踪につい

ては犠牲者数が1200名を越えるという報告もある他(International Center for Transitional Justice 2008: 2)、はっきりとした犠牲者数はいまだ判明しないものの、200名以上におよぶ学生らが軍および警察によって殺されたトラテロルコ事件などの重大な人権侵害事件の存在を考慮すると、メキシコの事例は軽視されるべきものではなく、また、重大な人権侵害にもかかわらずそこに不処罰(impunity)があるとすれば、そのメカニズムは解明されるべきものである。

第二に、メキシコの事例は軍政からの民政移管ではなく、文民権威主義体制から民主主義への移行事例である点で注目に値する。PRI体制下での人権侵害の多くは軍や警察によるものであるが、それが軍政下で行なわれた場合と文民体制下で行なわれた場合とでは、正義の追求過程における政軍関係の関わり方が異なる可能性がある。一方で、軍政からの民主化ではないメキシコの事例においても、政軍関係における旧体制からのある種の継続性が、正義追求への軍の抵抗とそれに対する政府の譲歩の構造的背景にあることを指摘することには、他国との比較の上からも意味があるだろう。また、後述するように、過去の人権侵害の責任追及に対するフォックス政権の態度は就任当初から後退していったが、この変化を考えるにあたり、軍政からの民政移管と異なり、メキシコでは過去の人権侵害の加害者である政党、すなわちPRIが、新しい民主制下においても参加を認められたアクターとして存続しているということを考慮する必要がある。

第三に、現在のメキシコ国家安全保障における軍の重要性の増大が、過去の人権侵害の責任追及を複雑なものにしているという特徴があげられる。昨今の麻薬取り締まりをめぐる軍と麻薬カルテル間の闘争は「麻薬戦争」(guerra contra el narcotráfico)と呼ばれ、フォックス政権期に麻薬関連での犠牲者は約1万3000人(La Jornada, 7 de septiembre de 2009)にのぼり、軍・警察では100人を超える死者を出すなど(La Jornada, 4 de enero de 2009)、メキシコ全土において激しい闘争が繰り広げられている60。こうした安全保障への脅威を前に軍のプレゼンスおよび重要性が高

まっていることは、過去の人権侵害に関する正義の追求にも影響を与えている。

メキシコにおいては、上述のように、加害者の訴追および真相究明を担ったのは2000年に誕生したフォックス PAN 政権であった。フォックス政権は当初、民主化後初の政権として、過去の人権侵害に関する正義の追求に積極的な姿勢をみせていた。それは彼の言説にも、閣僚および専門家を招集しての具体的な方策の検討といった行動にも現れている(Centro de Derechos Humanos Miguel Agustín Pro Juárez et al. 2006)。また、2000年の大統領選において PRI の候補を打倒すべくフォックスが左派にも彼への投票を呼びかけたとき、真相究明委員会の設立を確約しており、そういった意味でもフォックス政権には過去の人権侵害と向き合うある程度の倫理的・政治的義務があったといえる(Aguayo y Treviño 2006a:57;Aguayo y Treviño 2007:715)。しかしながらフォックスは、次第に正義の追求に消極的になるどころか、加害者への責任追及を阻害しているとも受け取れるような行動をとるようになる。これはいったいなぜだろうか。

一般に新しい民主政府は、しばしば過去の人権侵害の責任者の訴追や真相究明に強くコミットする意思を持ち、また実際に民主化直後は、正義の追求においてその後の方向性に影響を与える非常に重要な時期でもある<sup>7)</sup>。しかしながら、こうした新政府の政策は、さまざまな要因によってその後後退することがある。たとえばアルゼンチンでは、1983年に登場した新文民政権のアルフォンシン大統領が、政権引き渡し間際に軍事政権が制定した自己恩赦法を取り消し、軍事政権の責任者をフォークランド(マルビナス)戦争の不手際と人権侵害の罪で裁判にかけるという画期的なことを行なったが、その後軍内に高まる反発を恐れて、裁判の拡大を抑えるため、1986年12月に終止符法(Ley de Punto Final)を制定し、法案成立後60日以内に起訴されなかった軍人を裁くことを禁止した。その後もアルフォンシンは、軍の反乱事件などを受けて、服従法(Ley de Obediencia

Debida)を制定するなど、軍人を事実上免責するような政策を行なっている(大串 1999:147-148)<sup>8)</sup>。このような新政府の政策は、新しい民主体制を不安定化させないための旧体制への譲歩であり、民主勢力にとって訴追の断念は自発的な選択ではなく、課せられた制約であった(大串1999:153)。次章で考察するメキシコの事例においても、人権政策の後退は他国と同様に政治的制約の中での譲歩という側面が大きい。しかしそれと同時に、政府外の人権推進派の影響力の限界やフォックス政権に内在する要因も、フォックス政権の言動の変化および責任追及の挫折に影響しているものと考えられる。

以下では、Ⅲで過去の人権侵害責任追及が挫折した経緯について FEMOSPP を中心に考察し、続いてIVで挫折の要因を検討する。その 際、IVにおいては、先行研究に欠けていた側面を補うため以下の点に留意 して議論を進めたい。先に述べたように、メキシコの「移行期の正義」に 関する先行研究は非常に少ないのであるが、その中で重要な研究がいくつ か存在し、本稿でも特に歴史的経緯の説明において多くをこれらの先行研 究に負っている。その一つは、メキシコの社会・政治学者であるセルヒ オ・アグアジョ (Sergio Aguayo Quezada) およびハビエル・トレビー ニョ (Javier Treviño Rangel) による2006年と2007年の研究であり (Aguayo y Treviño 2006a: Aguayo y Treviño 2007)、もう一つはメキシ コ以外にも多くの国の「移行期の正義 | を扱う専門家であるルイス・ビッ クフォード (Louis Bickford) による2005年の研究である (Bickford 2005)。前者の論文は、フォックス政権初期の人権をめぐる政策決定に深 く関わったアグアジョによるだけに、歴史的経緯や内部事情についての詳 しい叙述がある。また、自ら人権運動家として活動する著者の鋭い政府批 判も評価すべきであろう。しかし一方で、FEMOSPP の設立・調査過程 や挫折した経緯について記述するにとどまり、過去の人権侵害の責任追及 が挫折した原因については、断片的な政治状況への言及が見られるもの の、体系的な分析を欠いていると言わざるを得ない。ビックフォードの研 究についても、メキシコの事例を国際比較の中で論じることには一定の意義があるものの、論文は主に正義追求の経緯と、FEMOSPPの初めの3年間に対する評価を中心としており、FEMOSPPが直面した困難について列挙されているものの、結果をもたらした原因について明確に説明していない。以上から、本稿では、政権当初の正義追求の試みが挫折した要因について5つの側面から整理し、考察を行なう。

先行研究を補う第二の特徴として、本稿では短期的な政治・社会状況に由来する要因に加えて、メキシコの長期的な政軍関係構造に根ざす要因についても言及する点をあげることができる<sup>9)</sup>。正義追求の主な抵抗者である軍と政府の関係の構造について言及する先行研究が存在しない現状から見ると、この視点はメキシコの「移行期の正義」に関する新たな議論の主題を提示する意味でも重要といえよう。

# Ⅲ メキシコにおける「移行期の正義」―FEMOSPP への評価を中心に

Ⅲでは、FEMOSPP 設立の経緯、FEMOSPP の運営と成果、訴追における法的制限の3点を中心にメキシコにおける「移行期の正義」の経緯を考察する。

## 1 FEMOSPP の設立

既述のように、2000年に成立したフォックス政権は、選挙キャンペーン時に過去の人権侵害に関する正義の追求を公約として掲げ、政権発足後もこれに積極的な姿勢を見せていた。政権内部には、国家安全保障担当にアドルフォ・アギラル=シンセル(Adolfo Aguilar Zinser)、外相にホルヘ・カスタニェーダ(Jorge Castañeda)といった人権推進派で知られる知識人を採用するなど、人権政策へのコミットメントをアピールし、過去の権威主義体制からの差異化をはかった。同時にこうした人権擁護は、新しい政権へ正統性を付与するものであった(Aguayo y Treviño 2007:

716)。

過去の人権侵害をめぐる正義の追求の方法としてはさまざまなものが考えられる。第一に加害者の訴追がある。加害者の訴追は当事国の裁判所による裁判に限らず、国際裁判所や外国の裁判所などによる裁判が行なわれる場合もある。しかし一般に司法の場で加害者の責任を問うことは困難で、多くの国で免責・不処罰が今日まで問題となってきた。第二に、真相究明委員会の設置がある。ラテンアメリカ諸国では、加害者の訴追が困難な場合の選択肢として主に採用されてきた(大串 1999:147)。国家による真相究明が不十分な場合には、民間の人権団体などによって行なわれる場合もある。その他、加害者の公職追放や、犠牲者や遺族への補償といった手段がとられることもある。

フォックス政権においても、正義の追求にどのような手段がとられるかが注目された。真相究明と訴追の両方を実施すべきという国際的に主流となった考え方<sup>10)</sup>と異なり、メキシコ国内の議論の焦点は、加害者の訴追を担う特別検察庁を作るか、過去の人権侵害の全容を明らかにする真相究明委員会を設置するか、に集中していた。一般に人権団体は、真相究明と訴追の二つが行なわれることが望ましいものの、訴追を実現するにしてもまずは真相の解明が行なわれ、それを基盤とすることが必要不可欠との立場から、真相究明委員会の設置を求めていた<sup>11)</sup>。政府内では、当初からアギラル・シンセルおよびカスタニェーダが、メキシコの司法システムに対する不信から、訴追による加害者の処罰の実現可能性は乏しいと判断し、真相究明委員会の設置を提案していた。訴追を目指すことで逆に不処罰を助長する恐れがあると考えたのである(Aguayo y Treviño 2007: 718-719)。

一方、フォックス政権の内相サンティアゴ・クレール(Santiago Creel)は、連邦検察庁(Procuraduría General de la República, 略称 PGR)の下に過去の人権侵害を調査する特別検察庁を設置する案を押していた。彼によればそれは、新生民主国家の「諸制度」を保護するためであった<sup>12)</sup>。

その後複数の人権専門有識者らがアギラル=シンセルの調整の下に大統

領に進言した案は、過去の人権侵害の真相究明と、過去の政治家の汚職を明らかにする二つの真相究明委員会の設置を求めるものであった。提案を受けてフォックス大統領は、2002年1月から1年間の期限付きのこのプロジェクトに賛成の意を示し、有識者らとの会合がもたれた1週間後にはプロジェクトは始動するはずであった(Aguayo y Treviño 2007:720)。しかしながら、結局真相究明委員会が創設されることはなく、メキシコ人権委員会(Comisión Nacional de Derechos Humanos,略称 CNDH)からの勧告を受け入れるという形をとり、2001年11月の大統領令を受けて(Secretaría de Gobernación 2001)、翌年1月に特別検察庁、すなわちFEMOSPPが作られることとなったのである(Procuraduría General de la República 2002) 13)。

過去の人権侵害の加害者を裁くという名目の下、新たに作られた FEMOSPP の前途に待ち受ける困難は、その構造上の特徴を見れば一目 瞭然であった<sup>14)</sup>。FEMOSPP は、当時政府からの自律性を欠き、腐敗が 横行していると一般に考えられていた連邦検察庁 PGR<sup>15)</sup>の管轄下に置か れ、PGR下部組織の人員を寄せ集めた一夜作りの組織であった<sup>16)</sup>。この ため、当初から FEMOSPP が自律性をもって捜査を行なえるかどうかに は疑問が残ることとなった。また、関係閣僚の間では FEMOSPP 長官に アルベルト・セケリー (Alberto Szekelv) という有能な弁護士兼外交官 を任命することで合意があり、有識者の間でも彼への期待が大きかったに もかかわらず、フォックスは突然 FEMOSPP 長官の任命権を当時の PGR 長官ラファエル・マセード=デラコンチャ(Rafael Macedo de la Concha) にゆだねた。マセード=デラコンチャは法務将校で、1994年から2000年に かけて軍事検察庁 (Procuraduría General de Justicia Militar, 略称 PGIM) の長官を務めた人物であった。彼はセケリーを任命するという閣 僚間の合意を無視し、さらにアギラル=シンセルとカスタニェーダが提案 した4人の候補をすべて拒否した。結局彼が選んだのは、人権問題につい て特に専門知識を有していないイグナシオ・カリージョ=プリエト(Ignacio Carrillo Prieto) <sup>17)</sup>であった(Aguayo y Treviño 2006a: 61)。しかも、カリージョ=プリエトが組織した専門家チームには、PRI 旧体制とつながりのある人物も含まれていた。このことは、当初から FEMOSPP の正統性に疑問を投げかけることとなった(*Proceso*, 31 de julio de 2005: 33)。

一方、FEMOSPP の組織としての定義付けと限界を象徴するのが、そ の正式名称である。それは、「直接または間接的に公務員によって行なわ れた、過去の社会的・政治的運動とつながりのある人物に対する、連邦刑 法によって裁かれる犯罪が成立すると思われる事実への対応のための特別 検察庁」(Fiscalía Especial para la atención de hechos probablemente constitutivos de delitos federales cometidos directa o indirectamente por servidores públicos en contra de personas vinculadas con movimientos sociales y políticos del pasado)という長いものであった。この名称は非常に限 定的かつ曖昧な定義を含んでいる。例えば、「公務員によって」という文 言から、その存在が公式に明らかでないパラミリタリーなどによる人権侵 害は除外されている(Aguayo y Treviño 2007:724)。また「社会的・政 治的運動とつながりのある人物」というのも判断基準が明確さに欠け、恣 意的に操作されうる危険をはらんでいた。さらに、後述のように、「過去 の」という言葉には期限が設けられておらず、対象となる過去の人権侵害 を FEMOSPP 自身の処理能力以上に広げてしまった (Comisión de Derechos Humanos del Distrito Federal 2003)

## 2 FEMOSPP の運営と成果

以上のように、設立当初からさまざまな問題点を内包していた FEMOSPPであったが、正義の追求という目的は果たされたのだろう か。結論から言えば、それは不十分なままに終わることとなった。

カルデロン政権の発足を間近に控えた2006年11月18日<sup>18)</sup>、FEMOSPP は過去の人権侵害についての5年間にわたる調査の「最終報告書」を PGR のホームページ上に掲載し、PGR はこれを受領する旨のコメントを出したが、この報告書は翌々日にはホームページ上から消滅した。検察庁長官によれば、同報告書は PGR 内における所定の承認過程を経ていないため、公認のお墨付きを与えることはできない、とのことであった(Aguayo y Treviño 2007: 728)。その後現在にいたるまで、この「幻の」報告書はいったい「最終報告書」であったのかどうか謎のまま闇に葬られたままである。

これが「最終報告書」であったとしても、FEMOSPP 自身が認めてい るように、その調査によって収集された情報はほとんどのケースにおいて 責任者を訴追するに十分ではなかった (Reforma, 19 de noviembre de 2006)。FEMOSPP が訴追と真相究明を同時に請け負ったことで、真相究 明に必要な責任者の証言を得ることができなかったとの指摘もある (Aguayo v Treviño 2006b)。一方、同報告書は少なくとも12の殺傷を含む 弾圧事件、97人の超法規的処刑、788人の強制失踪<sup>19)</sup>、そして2000人以上 の拷問について、軍および連邦政府を明瞭に非難しており(FEMOSPP 2006:502-589)、また、ゲレーロ(Guerrero) 州における弾圧や1968年 および1971年の学生運動弾圧に関する報告については、軍、諜報機関、警 察等の資料の量20)やその用い方など、専門家からもある程度評価される内 容となっている (Doyle 2006b; Aguayo y Treviño 2007:728)。人権侵害 が軍人や警察個人によって行なわれたものではなく組織的に行なわれたも のであると、連邦検察庁の下部機関として初めて指摘した意義も大きい (FEMOSPP 2006; Doyle 2006b)。しかしながら、個人に対する責任を言 明することなく、「権威主義体制」に対する総括的な意見を述べるにとど まっていることや、人権侵害の責任のある政府諸機関に対する勧告や報告 書の結論部分が欠如していることなど、報告書には不十分な点も多かった (Aguayo y Treviño 2006b) <sup>21)</sup>

5年間の運営期間における FEMOSPP の機能性にもさまざまな問題があった。人権侵害の証言やその他の情報を収集する目的で設置が約束され

ていた電話による無料の応対サービスは、FEMOSPP によれば予算の問題から結局設置されなかったし(Aguayo y Treviño 2007:727)、FEMOSPP 設立の内務省決定で明示された犠牲者への賠償も(Secretaría de Gobernación 2001:3)、結局何も行なわれずに終わった(Aguayo y Treviño 2006a:64)。

一方、当初の決定によれば FEMOSPP には真相究明についての任務も 課せられており、フォックス大統領は各関係省庁に過去の人権侵害の真相 究明において重要と思われる文書等をすべて国家公文書局(Archivo General de la Nación. 略称 AGN) に送るよう指示し、相当数の文書が同 AGN に集められることとなった。しかしながら、当の AGN は政府から 十分な予算を受けられなかったことにより文書を整理することができず、 情報はあるのにそれを活用することができないという事態に陥ったのであ る (Aguayo y Treviño 2006a: 64; Aguayo y Treviño 2007: 735)。その 上、AGN の第一陳列室に保管されていた「汚い戦争("guerra sucia")<sup>22)</sup> に関わる文書は、クレール内相の決定により、すべて国家安全調査局 (Centro de Investigación y Seguridad Nacional, 略称 CISEN) の人員が 管理することとされ、AGN 内でも自律性が認められた。CISEN の前身は 国家諜報局 (Dirección Federal de Seguridad, 略称 DFS) であり、DFS の人員には「汚い戦争」期の加害者として FEMOSPP の主要な調査対象 となっている者もいる。その調査および訴追に必要な文書を CISEN 内部 の者が管理していることは中立性の観点から問題があり、被害者の家族ら にも FEMOSPP の調査に疑念を抱かせることとなった(Proceso, 15 de mayo de 2005: 37-39)。こういった FEMOSPP の問題点は、2004-05年の 時点ですでに被害者の家族や人権団体、専門家らに指摘されており、時と ともに FEMOSPP への失望と、責任者が一向に処罰されないことへの落 胆は強まっていった (Proceso, 30 de mayo de 2004: 28-29; Proceso, 15 de mayo de 2005 : 37-39)

また、人権侵害に関与した軍人や警察官の罪状を問うことについても、

FEMOSPP は目立った成果をあげることができなかった。FEMOSPP が扱った1000件以上の事件のうち、起訴に至ったのはわずか8件のみであった(International Center for Transitional Justice 2008:3)。ゲレーロ州の農村で農民22人を殺害し $^{23}$ 、死体を飛行機から海に投げ捨てた事件 $^{24}$ に関与したとして、FEMOSPP が訴追を企図したアコスタ=チャパーロ(Arturo Acosta Chaparro)将軍らのケースでは、同将軍らが希望した通り軍事裁判所における裁判が認められ、同裁判所は2004年7月上旬に証拠不十分として同将軍の事件への関与を否定する判決を下した(El Universal, 10 de julio de 2004)。一方、AGN に提出された軍の文書は、部分的に欠落した不完全なものであり、また適当なインデックスを欠き、軍内でのみ理解可能なコードを多数使用するなど、多くの問題を抱えていた(Aguayo y Treviño 2007:734)。

以上のような機能上の問題点および不十分な成果に加えて、FEMOSPPは腐敗問題についても物議を醸すこととなった。大蔵省およびPGRとFEMOSPP自身による各年の予算額に大幅な差異が認められる他(Aguayo y Treviño 2007:737)、カリージョ=プリエトの元妻がFEMOSPP内で要職に就くといった「身内びいき」の横行や、職員に架空の出張を命じるといったミクロレベルでの腐敗も日常茶飯事であったという250。またカリージョ=プリエトは、こうした腐敗問題やFEMOSPPのパフォーマンス自体に対する批判への対応のために、年間250万ペソを新聞広告に費やした(Aguayo y Treviño 2007:737-738)。その他、委員会では贅沢な夕食が振る舞われたり、金の印字を使った高価な報告書が出版されたりと、正義の追求に必ずしも必要とは言い難いような浪費も報告されている(Aguayo y Treviño 2007:732)。

## 3 訴追における法的な制約

以上のような FEMOSPP の機能・運営上の問題は、責任者の訴追における法的な制約を受けて、さらに困難なものとなった。そこには第一に、

当の FEMOSPP およびカリージョ=プリエト自身の戦略上の不適切な行動があった。冒頭で述べたエチェベリア元大統領の訴追に関して、カリージョ=プリエトは1971年に起こった25人の学生の殺害を「一つの国民的集団を破壊する」意図をもった「ジェノサイド」と定義したのである(La Jornada, 11 de julio de 2005)。この点に関して、セルヒオ・アグアジョは、カリージョ=プリエトの行動は非常に不自然であったと述べる。というのも、この少し前にスペインの判事バルタサル・ガルソン(Baltasar Garzón)が、チリ軍政を率いたアウグスト・ピノチェト(Augusto Pinochet)をジェノサイドの罪で訴追することに失敗していたからである。ガルソンがすぐに戦略を変更したのに対し、カリージョ=プリエトはこの「ジェノサイド論」にこだわり続けた(Proceso, 31 de julio de 2005:31-33)。結果裁判所は、2005年7月、FEMOSPPの捜査について、1971年の事件を「ジェノサイド」とするに十分でないとして逮捕状の請求を却下した。1968年のトラテロルコ事件も同様に「ジェノサイド」ではないとして退けられた(Aguayo y Treviño 2006a:63)。

一方で、2001年12月にメキシコは「戦争犯罪および人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」を批准したが、その際に政府は、遡及効はなく条約承認後に起こった犯罪についてのみ適用される旨の解釈宣言を付した(Secretaría de Relaciones Exteriores 2002)。これは、エチェベリア元大統領ら、いわゆる「汚い戦争」期の加害者の訴追を困難にすることを狙ったものと考えられ、実際先述の逮捕状請求が却下される数ヶ月前の2005年2月に、最高裁はこの解釈宣言に基づきカリージョ=プリエトによるジェノサイドをめぐる訴えを時効不適用に当たらないとして退けている(Proceso, 27 de febrero de 2005:18–19)<sup>26)</sup>。強制失踪については、被害者の行方が判明するまで犯罪が持続しているという解釈から、2003年に時効を否定する最高裁判決がでた(Reforma, 7 de noviembre de 2003)。しかしながら、2004年5月には、連邦刑法第55条に修正が加えられ、70歳以上の勾留は自宅拘禁が認められることとなった(Reforma, 10 de julio de

2004)。そしてこの修正に関しては遡及効が認められ、1975年の左翼活動家へスス・ピエドラ(Jesús Piedra Ibarra)強制失踪の責任容疑で法修正の数ヶ月前から勾留されていた DFS(国家諜報局)元長官のミゲル・ナサル=アロ(Miguel Nazar Haro)<sup>27)</sup>(*La Jornada*, 19 de febrero de 2004)は同年11月に自宅拘禁に切り替えられた(*Reforma*, 27 de noviembre de 2004)。

## Ⅳ 正義追求の挫折をもたらした諸要因

Ⅲでは、メキシコにおける過去の人権侵害の加害責任追及が挫折した経緯について概観した。このプロセスにおいて、フォックス政権の人権政策における言動には大きな変化が見られる。2001年11月のFEMOSPP設立にむけての演説においてフォックスは、真相究明を超えて人権侵害の加害者らを法の下に裁く意思を明確にしていた(Doyle 2006a)。にもかかわらず、Ⅲで見た通り、フォックス政権はFEMOSPPの設立・運営過程および法的領域において、正義の追求に反するような行動をとるに至ったのである。なぜだろうか。

この問いに答えるには、長期的なメキシコの政治構造に根ざす要因と、より短期的な政治・社会状況に由来する要因とを包括的に見ていく必要があろう。以下本稿では、より直接的な要因と考えられる短期的な政治・社会状況を中心に論じることになるが、前者の長期的構造要因についても、旧体制からの継続性を呈するメキシコの政軍関係構造に言及する。

正義追求の試みが挫折した要因には、次の5つが考えられる。すなわち、(1)軍の抵抗・反対、(2)人権推進派組織の影響力と参与の限定性、(3)政治的駆け引き、(4)政権内在要因、(5)FEMOSPPの能力の限界であり、以下ではこれらの要因について考察していく<sup>28)</sup>。

## 1 軍の抵抗・反対

PRI による文民権威主義体制下での人権侵害が問われたメキシコにおい

ても、主な加害者は軍と警察であったことから、軍は過去の人権侵害の真相究明や軍人の訴追について批判的であった。また、軍は文民政権の命令に忠実に動いただけなのに、責任を取らされるのは不当であるという認識も、真相究明や訴追に対する批判につながっていたといえる(馬場2008:203-210)。

既述の通り、FEMOSPP 長官を指名したのは、当時の PGR 長官であり、現役の軍人であったマセード=デラコンチャである。現役の軍人であった以上は国防省および軍のハイアラキーの中に位置するわけであり、マセードが軍の訴追に積極的で、人権問題に精通した専門家をFEMOSPP 長官に選ぶとは考えにくかった。実際彼は政府内外の人権問題有識者らの勧告をすべて無視し、人権問題の専門家でもなければ政治的にも無名で影響力に欠けたカリージョ=プリエトを指名したのである(Aguayo y Treviño 2007:731)。また、マセードは、米国の NGO ナショナル・セキュリティ・アーカイブス(NSA)の協力を得たカリージョが、当時のブッシュ大統領宛の書簡で、メキシコの「汚い戦争」に関連する米国保有の文書の開示を求めようとしたときには、その書簡への署名を事実上拒否し、結局この機会は実らずに終わっている(*Proceso*, 11 de junio de 2006:53)。

FEMOSPP の調査が進められていた2004年には、当時の国防相ベガ=ガルシア(Ricardo Clemente Vega García)<sup>29)</sup>自身が公共の場で、「必要なのは真相究明ではなく国民間の和解である」と述べるに至った。同じ演説の中で国防相は、メキシコ軍が政治権力を握ることはないことを改めて強調しているものの、政治的な問題について公共の場で語ることの少なかったメキシコ軍がこうしたコメントを発したことは異例であり<sup>30)</sup>、正義の追求に批判的な軍の姿勢を明確に印象づけるに十分であったといえよう(馬場 2008: 210-211)。

こうした国防相の姿勢に象徴されるように、軍は FEMOSPP の調査に まったく協力的ではなく、例えば FEMOSPP が強制失踪について軍内で 証言を得られたのは5名の退役軍人にとどまった。強制失踪の責任者の訴追には、失踪者が殺害後に埋められたとされる秘密の墓地を見つけることが望まれたが、関係者の直接的証言をまったく欠いたため、墓地の発見にはいたらなかった(Human Rights Watch 2006:84-85)。また、すでに述べたように、AGN に提出された軍の文書も適当なインデックスを欠き、さらに強制失踪など重要なケースについては情報に重大な欠落が見られた(Human Rights Watch 2006:86-85)。ケイト・ドイルは、トラテロルコ事件に関して AGN の文書を閲覧した際に、国防省の文書が他の関連省庁と比較して明らかにその数が少なかったことから、すべての関連文書を提出するよう求めた大統領令の不履行を指摘している(*Proceso*, 11 de octubre de 2006:18)。個別の事件の調査に関しても、FEMOSPPの情報開示要求に対して軍事検察庁は情報が存在しないとして応じていなかったという(Human Rights Watch 2006:89)。

一方政府は、軍を不用意に刺激しないように努めていた。たとえばフォックスは、軍人の「個人的な」行ないと軍の「制度としての」責任を区別して語っている(Alegre 2003)。軍政から民政移管した他のラテンアメリカ諸国の事例と類似して、政府の軍に対する配慮や譲歩と、軍の正義追求を阻害するような行動の長期的な構造的背景には、メキシコの民主化における政軍関係の旧体制からの形を変えての継続性がある。1960年代、70年代にラテンアメリカ諸国の軍部が次々と政治化していった中で、メキシコ軍は一見その非政治的な性格を維持し、地域の中で例外とされてきた。その後メキシコは軍政なき民主化を達成したが、2000年の政権交替以降も軍は文民政権への忠誠を維持し続けているように見える。複数の要因からなり歴史的に変化してきたメキシコ軍の政治非介入理由について本稿で詳しく立ち入ることはできないが31)、人権政策をめぐる軍の抵抗と政府の軍への譲歩の構造的背景として、PRI体制下の1946年32)以降成立したといわれる政軍間の不文協定が、民主化後も形を変えて存続したことを指摘することには意味があるだろう。

1946年以降のメキシコ政軍関係の基盤となったといわれるこの軍民協定とは、「軍にある程度の自律性を認めるかわりに、文民大統領下でも軍はPRI体制の柱としてこれを支持していく」、というものであった。そしてこの協定の前提には、文民および軍人が同じ革命イデオロギーを共有していたことがあった。こうして軍事政策や軍事裁判所、軍事教育などにおける軍の高い自律性が文民政権によって保証されるところとなり、その代わり軍は、革命の正統性を受け継ぐPRI政府への忠誠を維持することとなったのである(馬場 2008: 203)。

1990年代後半から2000年以降にかけて、革命イデオロギーの共有という 軍民協定の前提は崩壊したが、同不文協定は民主化後も形を変えて残るこ とになった。すなわち、「文民政権は軍の自律性を尊重し、これと引き換 えに軍は、政権の党派性にかかわらず、これを支持する」という新しい形 で維持されたのである(馬場 2008:212)<sup>33)</sup>。国防相ベガ=ガルシアが上 述の発言の中で、真相究明への反対と政治的権力の放棄に同時に言及して いることは、こうした不文協定の存続を示唆するものである。旧体制から の長年にわたる軍の自律性と政権支持のトレードオフが、人権政策をめぐ る軍の抵抗と、政府の軍に対する配慮に影響していた。

一方、政府の軍に対する及び腰の姿勢の短期的な背景として、麻薬売買などの組織犯罪の取り締まりにおいて軍の役割とその重要性が高まったことがある。フォックス政権の後継であるフェリペ・カルデロン(Felipe Calderón Hinojosa)PAN政権においても、人権侵害の責任追及からの政府の後退が著しい。カルデロン政権では麻薬戦争へのコミットメントが強化され、軍の重要性がさらに高まっているが、それに呼応するかのように、政府は軍に対してさまざまな懐柔策をとっている(馬場 2008:214-215)。FEMOSPPの廃止<sup>34)</sup>と過去の人権侵害をめぐる正義の追求への消極的な姿勢(Arriaga 2008:61)は、こうした動きと無関係ではない<sup>35)</sup>。ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書(Human Rights Watch 2009a)が指摘するような軍の人権侵害は近年増加しており、2008年には年間1240

件の軍に対する苦情がメキシコ人権委員会 (CNDH) に寄せられている。 それにもかかわらず、人権侵害の加害者は処罰されていない (Human Rights Watch 2009b)。人権よりも、麻薬戦争の遂行が重視されていると言ってよいだろう。こうした風潮は過去の人権侵害についての裁きにも影響していると考えられる。生まれたばかりの民主主義を不安定化させないこと、そして、麻薬戦争という問題に直面する中で軍の政権支持を維持することが、政府の軍に対する譲歩をもたらしたのであった。

## 2 人権推進派組織の影響力と参与の限定性

2001年10月、メキシコを代表する人権活動家として知られていたディグナ・オチョア(Digna Ochoa)が、自身のオフィスで銃弾を受けて死亡しているのが見つかった。彼女は1995年ころから頻繁に脅しを受けていたというが、それが現実となってしまったのだった(Proceso, 28 de octubre de 2001:8-12)<sup>36)</sup>。また、同年12月には、元学生運動リーダーで、トラテロルコ事件やその後の軍、警察による拷問を生き延びたフロレンシオ・ロペス=オスーナ(Florencio López Osuna)が、ホテルの一室で死体で発見されるという事件も起こった<sup>37)</sup>。その他にも、同時期に複数の人権活動家が殺害の脅しを受けている(Proceso, 28 de octubre de 2001:20-21)。こうした脅しにもかかわらず<sup>38)</sup>、被害者やその家族およびその他の人権団体は、正義の追求を目指す運動を続けているが(Arriaga:61)、彼らと FEMOSPP の間には常に距離があり、市民組織の声が FEMOSPP に反映されることはなかった<sup>39)</sup>。

メキシコの人権運動は、被害者とその家族が主な構成員となっている団体と、被害者とその家族以外の第三者が中心となっている団体がある<sup>40)</sup>。 メキシコの人権団体は、特に1980年代以降急速な増加が見られるが、強制失踪者の家族らを中心とした人権 NGO は、1960年代半ばころから結成されている(Aguayo y Parra 1997: 24-25)。1977年には、強制失踪者へスス・ピエドラ=イバーラの母であるロサリオ・イバーラ=デ=ピエドラ

(Rosario Ibarra de Piedra) によって、「汚い戦争」期の強制失踪者の捜索を訴える団体が結成された。ロサリオ・イバーラはメキシコにおける人権運動のパイオニアともいえる存在であり、当団体は今日、「エウレカ!委員会」(Comité ¡Eureka! )として知られ、過去の人権侵害をめぐる正義の追求を目指す NGO として活動を続けている(Aguayo y Parra 1997: 24-25)。この他、1978年創立の「逮捕者・強制失踪者・人権侵害被害者の家族の連合」(Asociación de Familiares de Detenidos, Desaparecidos y Víctimas de Violaciones a los Derechos Humanos,略称 Afadem)は、市民社会の他の団体らとの協力の下、人権侵害の告発や強制失踪についての広報活動などを活発に行なっている NGO として知られている。第三者が中心の団体としては、「メキシコ人権擁護・促進委員会」や、イエズス会系のミゲル=アグスティン・プロ=ファレス人権センター(Centro de Derechos Humanos Miguel Agustín Pro Juárez)などが、過去の人権侵害に対する正義の追求をその活動の一環として行なっている。

国際的な人権団体に目を向けると、主要な団体としてアムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)やヒューマン・ライツ・ウォッチをあげることができよう。これらの団体は、メキシコの「汚い戦争」についての報告書や、フォックス大統領宛の書簡などによって、政府に対して圧力をかけてきた。例えば、2004年3月にヒューマン・ライツ・ウォッチは、メキシコ軍がFEMOSPPの調査に積極的に協力するように取りはからうようフォックス宛の書簡で求めている(*Proceso*, 30 de mayo de 2004:34)。

しかしながら、人権侵害の犠牲者数の相対的少なさは、社会の関心と正義の追求を目指す人権団体の運動を限られたものにしてきた。レフォルマ紙の電話による全国意識調査によれば、2000年7月の時点で、元大統領らも含む公務員の過去の人権侵害を調査・訴追・処罰すべきだと答えたのは38%にとどまった。逆に過去については忘れて和解すべきとした人は41%にのぼり、残りの21%は特に意見なしと答えている41)。

ゲレーロ州のような農村部での強制失踪については、メキシコシティで起こったトラテロルコ事件や1971年の学生運動の弾圧に比べると、人々の認知度や関心もずっと低いものであった $^{42)}$ 。FEMOSPP 長官のカリージョ=プリエトでさえ、2002年当時、過去にゲレーロ州で起こった強制失踪被害者が600人にのぼっていたことを知らなかったというから、社会一般にこうした事実がほとんど認知されていなかったことは容易に想像できよう(Proceso, 2 de junio de 2002:21) $^{43}$ 。そして、農村部での強制失踪犠牲者やその家族の運動が限定的であったことには、犠牲者が貧困層の多い農民らであった(Human Rights Watch 2006:85)ことも影響していたものと考えられる $^{44}$ 。

一方で、FEMOSPP に対する市民社会の不信感は、同組織における市 民社会の参与を限られたものにしてきた。人権団体の立場は大きく二つに 分けられる。FEMOSPP の設立当初から同特別検察庁に対する猜疑心を あらわにしてきた人権団体は、そもそも初めから FEMOSPP と協調する 意思をもっていなかった。代表例として、「エウレカ!委員会」のロサリ オ・イバーラは、FEMOSPP 設立当初から FEMOSPP およびカリージョ =プリエトに不信感を抱き、公然と批判を行なっていた(Bickford 2005:548) <sup>45)</sup>。一方、Afadem のような別の被害者団体は、当初 FEMOSPP との協調路線を唯一の現実的な選択肢と考え、積極的な協調 を望んでいた。しかし、時が経つにつれ Afadem は FEMOSPP から自身 が疎まれていると感じるようになり、同組織の情報に関する閉鎖性や成果 の限定性に失望するようになったという (Bickford 2005:549)46)。2003年 2月、米州人権委員会(Comisión Interamericana de Derechos Humanos) 第117期通常委員会でメキシコにおける不処罰をめぐる現状についての聴 聞会が行なわれた際に、メキシコ国内の16の人権団体47)が提出した報告書 では、FEMOSPPの運営や戦略、そして成果に対する疑問がはっきりと 提示されることとなった(Comisión de Derechos Humanos del Distrito Federal 2003) 48)。市民社会の排除と FEMOSPP との間での相互不信が、

FEMOSPP をめぐるメキシコ移行期の正義を大きく特徴づけていたのである (Bickford 2005:549)。

FEMOSPP には、真相究明に関して市民社会の参加を促すべく「市民 支援委員会」が設けられ、FEMOSPPと犠牲者とのつながりの強化とい う役割を担うことが期待されていた(Bickford 2005:549)。そして先に 述べたセケリーは、FEMOSPP 長官内定時、旧体制下の弾圧等について の専門家と国内のもっとも著名な人権活動家らを当委員会の構成メンバー に決めていた。ところが、セケリーの任命が白紙に戻されると、市民支援 委員会のメンバーもすべて構成しなおされることになった。新メンバーに は人権団体の参与は見送られ49)、セケリーの息のかかった人物は全員はず されて、人権問題に関する専門性を欠く学者やジャーナリストらが新たに 選出されたのである (Aguayo v Treviño 2006a:61)。全20名50)のメン バーからなる当委員会に、元学生運動指導者や強制失踪者の家族らも選ば れたことには一定の意義があったが、さまざまな利害が絡み合い結局合意 を形成できず、その機能が限られたものとなったことも指摘されている (Aguayo v Treviño 2007:731)。また、当初からその位置づけが曖昧で あった同委員会は、結局最後まで FEMOSPP 内で正式な役割を与えられ ることはなかった (Bickford 2005:549)。

以上見たように、過去の人権侵害に関する社会の認知度および関心の低さは市民社会の影響力を限られたものとし、さらに FEMOSPP と市民社会との間の相互不信は FEMOSPP への市民社会の参与を限定的なものとした。

## 3 政治的駆け引き

フォックス政権の言動に影響を与えた第三点目のファクターとして、政権および議会内における政治的駆け引き、すなわち過去の人権侵害の加害者である PRI との折衝がある。2000年の大統領選で PAN の候補であったフォックスが勝利し、実に71年ぶりの政権交代が平和裡に実現したメキシ

コでは、旧体制を担っていた政党である PRI が政権は失ったものの依然 として有力な政治アクターとして存在していた。実際2000年時点で、上下 両院において第二党 PAN と僅差ながら PRI は第一党の座を確保しており  $^{51}$ 、PAN は政策遂行のためにつねに PRI との折衝を迫られたのである (*Proceso*, 25 de noviembre de 2001:9)。こうした状況下で、過去の正義 の追求も PRI との交渉の一つのカードにすぎなかった(Aguayo y Treviño 2007:739)。

特に財政、エネルギー、労働問題において公約に掲げていた改革を遂行するために、そして、生まれて間もない民主主義を不安定化させることを恐れていたために、フォックス政権は PRI を完全な敵にまわすことを望んでいなかった(Meyer 2006; Reforma, 15 de junio de 2006; Proceso, 25 de noviembre de 2001:9)。アギラル=シンセルおよび当時のフォックスの特別顧問アルフォンソ・ドゥラーソ(Alfonso Durazo)によれば、財政改革をめぐる議会での折衝において、PRI は協力と引き換えに過去の事実に関する調査をやめるよう要求したという。フォックス政権内相サンティアゴ・クレールが、PRI 本部に出向いて人権侵害加害者の不処罰を約束していたことも指摘されている(Proceso, 25 de noviembre de 2001:9) $^{52}$ 。こうした経緯を経て、自律性をもった真相究明委員会ではなく、旧体制の遺産である PGR の下に FEMOSPP が作られることとなった(Meyer 2006; Aguayo y Treviño 2007:720)。

2003年初頭には、内務省からの突然の通達を受けて当時の AGN 館長エステラ・ゴンサレス=シセロ(Stella González Cícero)が辞任を表明した。はっきりとした辞任の理由は明らかにされていないものの、彼女の管理の下で過度に情報が流出したことに対する警戒と、DFS 元長官ナサル=アロおよびエチェベリア元大統領の起訴を阻止する努力を弁護側が本格化させていたことが背景として指摘されている(*Proceso*, 2 de febrero de 2003:28-30)。一方 PRI は、FEMOSPP による責任者の訴追の可能性にあからさまな憂慮を示し、70年代のゲリラ掃討作戦における人権侵害加害

者に対する訴追の動きがある限りフォックス政権との対話を打ち切る、として政府に脅しをかけていた(López 2004)。こうした政治的圧力が、FEMOSPPの健全な調査活動を阻害し、政府の人権政策を減退させる一要因となったものと考えられる。

## 4 政権内在要因

第四のファクターとして、フォックス政権に内在する要因をあげられよう。第一に、フォックス政権の性格がある。正義の追求を担ったフォックスが所属する中道右派政党 PAN には、もともと過去の人権侵害の犠牲者がほとんどいなかった。また PAN は PRI 体制下におけるいわば認められた野党であって、声をあげなかったという意味では当時の人権侵害の共犯ともいえる。このため、PAN は歴史的に、左翼が大半を占める過去の人権侵害犠牲者やその家族との接点が薄く(Aguayo y Treviño 2007:718)、正義の追求を実現するインセンティブにも欠けていたといえる。

第二に、フォックス政権の政策の多くが計画性に欠け、政策実行力を伴っていなかったといった、政権運営全般に共通する問題点があろう。例えば、FEMOSPPが扱う人権侵害事件の無期限性(扱う過去の人権侵害の期間を定めない)や、フォックスが「メキシコモデル」と称して真相究明・訴追・賠償のすべてを行なうと当初主張していたことなどは、他の政策領域でも指摘されていたフォックス政権の「自信過剰」(triunfalismo)に由来するとして批判されている(Aguayo y Treviño 2007:718)。また、FEMOSPPの予算を後に大幅に引き上げなければならなかったことは、当初の見通しが甘く、限られた予算内で現実的な計画を練ることが怠られたことを示唆するとの指摘もある(Seils 2004:37)。

## 5 FEMOSPP の能力の限界

第五の要因として、FEMOSPPの調査および訴追における能力の限界が考えられる。Ⅲで述べた通り報告書において評価すべき点があったこと

などを考慮すると、FEMOSPP内に正義追求を目指す意図がまったく存在しなかったとは言えないだろう。既に見た阻害要因によって、FEMOSPPの活動が制限されていたことは事実である。しかしながら、FEMOSPPが主立った成果をあげられなかったのは、FEMOSPP自身の技術的・戦略的能力が足りなかったことにもよる。例えば、エチェベリア元大統領の訴追をめぐって、「ジェノサイド論」にこだわり続けたのは不適切であったし、時効適用を避けるために強制失踪の罪でエチェベリアおよび元連邦検察庁長官サンチェス=バルガス(Julio Sánchez Vargas)の訴追を試みた際に、最高裁に証拠不十分で棄却されたのも、十分な調査に裏付けされた説得力のある議論を構築しなかったことが原因であった(Proceso, 2 de octubre de 2005:72-74)。

#### Ⅴ おわりに

以上見たように、FEMOSPPの活動はさまざまな阻害要因によって制限されていた。さらには、FEMOSPP自身の能力の欠如も、成果の限定性に寄与することとなった。報告書や訴追の試みにおいて評価すべき点もあるが、総じてメキシコ国内の研究者や人権団体、そしてヒューマン・ライツ・ウォッチなどの国際人権NGOのメキシコの「移行期の正義」に対する評価は一様に厳しいものであり、人権侵害加害者への「不処罰」の伝統を強化するものだとして批判している(Arriaga 2008:61; Human Rights Watch 2006:71; Aguayo y Treviño 2007:739)。2005年の時点でアグアジョは、政府および FEMOSPP には当初から問題を解決する意思がなかったという点で、試みの「失敗」と呼ぶにも値しない、と一蹴している。特にエチェベリア元大統領の訴追をめぐって、カリージョ=プリエトが「ジェノサイド論」にこだわり続けたことは、国際人権コミュニティの FEMOSPP に対する猜疑心を呼び覚ましたとして強く批判した(Proceso, 31 de julio de 2005:33)。

しかし、政府および FEMOSPP には、はじめから人権侵害の加害者を

裁く意思がなかったのだろうか。国際「移行期の正義」センターのポール・セイルスは、政府についてははじめから責任追及の政治的意思がまったくなかったとは必ずしも言えず、FEMOSPPについても欠けていたのは政治的意思よりむしろ技術的なビジョンおよび能力であり、FEMOSPPの能力の限界が政治的に意図されたものであったかについての評価は難しいところであると述べている(Seils 2004:37-38)。

本稿における筆者の立場は、政府および FEMOSPP には当初正義追求の試みが存在したものの、本稿で見た諸要因により人権政策は早い段階で後退を迫られ、その結果責任追及の形骸化が起こった、というものである。まず政府については、FEMOSPP 設立にあたってのフォックスの言説に加えて、政府内に人権問題の専門家を招集し、過去の人権侵害の責任追及についての政策を練っていたことなどを考えれば、当初正義の追求にある程度積極的な姿勢を見せていたと評価するのが妥当であろう。一方でFEMOSPP についても、報告書において評価すべき点や、いくつかの訴追の試みを考慮すると、職員個人レベルにおいても制度レベルにおいても、責任追及の意思がなかったと言い切ることはできない。

人権政策後退の要因には、他のラテンアメリカ諸国と同様に、軍の圧力や非協力を受けての譲歩という側面があった。生まれたばかりの民主主義を不安定化させないことも、他の新興民主主義諸国同様フォックス政権の至上命題であったといえる。また、正義の追求をめぐる軍と政府の態度の背景にある構造的要因として、軍政を経験していないメキシコにおいても、軍事裁判などにおける軍の自律性の尊重と政権への支持のトレードオフが存在したことを指摘した。一方で、PAN自身は人権侵害の犠牲者でもなければ、犠牲者やその家族とのかかわり合いも薄く、他の政策イシューと比較して、そもそも人権政策は決してフォックス政権が取り組むべき一義的課題ではなかった。そして、社会の関心の相対的低さが人権推進派の影響力を限定し、また彼らがFEMOSPPから排除されていたこと、議会においてPRIとの交渉が必要であり、その際に過去の人権侵害

をめぐる正義の追求が一つのカードとして使われたことも、フォックス政権の言動に影響したものと考えられる。加えて、FEMOSPP自身の能力の限界も責任追及挫折の一要因となった。以上のような要因によって、政府の人権政策は後退し、Ⅲで見た通り責任追及の形骸化に至ったのである。

本稿では過去の人権侵害をめぐるフォックス政権の政策について、国内の状況を中心に論じてきたが、ここでメキシコ移行期の正義をめぐる国際司法の動きについて述べておくことには意味があるだろう。

1974年にゲレーロ州で軍によって連れ去られ、行方のわからなくなった ロセンド・ラディージャ=パチェコ(Rosendo Radilla Pacheco)強制失踪 事件について、2009年11月、米州人権裁判所は、当時メキシコ国内で広く 強制失踪事件が存在したことに言及した上で、その文脈におけるメキシコ 国家のロセンド・ラディージャに対する重大な人権侵害を認定した (Corte Interamericana de Derechos Humanos 2009; Afadem 2009)。メキ シコは、1969年に締結され、78年に発効した米州人権条約(Convención Americana sobre Derechos Humanos) に加盟しており、同条約に基づき 米州人権裁判所の管轄権を受諾しているが、同裁判所によって条約違反を 認定されたことはほとんどなく、ラディージャ判決以前には一件のみであ る (Reforma, 13 de marzo de 2010)。そのメキシコに対して、今回「汚い 戦争 | 期の人権侵害事件に関し、「強制失踪に関する米州条約 | (Convención Interamericana sobre Desaparición Forzada de Personas)の違反 をはじめとする重大な人権侵害の指摘がなされたのは画期的なことであ る。また、今回の判決は、いわゆる「汚い戦争」期に体系的で大規模な人 権侵害がメキシコにおいて存在していたという、事件の背景にまで踏み込 んだ事実についても明言している点で大きな意義をもっている。加えて、 こうした重大な人権侵害事件については、たとえ加害者が軍人であれ軍事 裁判所に管轄権はなく、通常の司法体系で裁かれるべき旨が述べられ、今 まで不可侵であったメキシコの軍事司法体系を真っ向から批判したことも

注目に値するであろう(Proceso, 20 de diciembre de 2009: 22-25; Corte Interamericana de Derechos Humanos 2009)。同判決は、メキシコの軍事裁判や強制失踪事件をめぐる現行の法体系の見直しを迫り、現在にまで至る不処罰の歴史をはっきりと非難し、政府に対して真相究明に対するおざなりな態度を改め、責任者の解明と責任追及を求めるものであり、今後のメキシコ政府、議会、および司法府の対応が注目されている(Reforma, 13 de marzo de 2010; Corte Interamericana de Derechos Humanos 2009)。

国際司法によって突きつけられた国家に対する人権侵害の認定は、メキシコにおける不処罰の歴史に新風を吹き込むであろうか。相対的に犠牲者数が少ないとはいえ、国家によって家族を奪われた人々の悲しみも、正義への闘いのために立ち上がった人々の覚悟も、他国の人々のそれとまったく変わらないはずである。不処罰をめぐる問題は今日のメキシコ社会にまで引き継がれた課題であるといえよう。

\*本稿執筆にあたって、東京大学の大串和雄教授には適切なご助言とご指導をいただいた。また、2名の匿名査読者の方には多くの有益なコメントをいただいた。心より感謝申し上げる。

#### 言主

- 1) 1948年12月の国際連合第三回総会で採択されたジェノサイド条約を、メキシコは1952年7月22日に批准しており、メキシコ刑法では第149条2項でジェノサイドについて定められている。同刑法によれば、ジェノサイドとは「一つあるいは複数の国民的、民族的、人種的、または宗教的集団を、完全あるいは部分的に破壊する意図をもって遂行される、これらの集団の構成員の命を危険におとしめるような行為および集団の生殖を阻止するための大規模な不妊手術」であると定義される。
- 2) いわゆるトラテロルコ事件。メキシコ・オリンピック開催を10日後にひかえた1968年10月2日、メキシコシティ中心部に近いトラテロルコ広場で、学生デモが軍によって暴力的に鎮圧されるという事件が起こった。29分間の集中発砲の結果、250人以上の死者を出したと言われる、メキシコ現代史に残る悲劇的な事件である。
- 3) この問題は今日では「移行期の正義 (transitional justice)」と呼ばれるよ

うになっている。

- 4) 本稿では「正義(justice / justicia)の追求」という言葉を、「加害者の訴追・真相究明・被害者への賠償といった方法によって実現されうる過去の人権侵害の清算」という意味で用いる。
- 5) メキシコにおける人権侵害の具体的な被害者数については、出典によって数にばらつきがあるが、例えば後述のように FEMOSPP の最終報告書では、事実を証明するに十分な証拠のある、あるいはかなり高い確実性のある強制失踪件数は計643件、超法規的処刑は97件となっている(FEMOSPP 2006:503-540)。
- 6) 麻薬戦争における犠牲者数は、カルデロン政権期に入ってさらに急激に増加している (*La Jornada*, 7 de septiembre de 2009)。
- 7) ただし、ウルグアイやブラジルなど軍主導の民主化では、新文民政権が当初から人権侵害の責任者の訴追や真相究明に消極的な場合もある(大串1999:148-149)。
- 8) なお、終止符法と服従法は2005年にアルゼンチン最高裁で違憲判決を受けている。
- 9) この視点については、匿名の査読者の方にいただいたコメントに示唆を受けた。ここに感謝の意を表したい。
- 10) 例えば、ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch)はそのフォックス大統領宛の書簡の中で、メキシコ政府は真相究明と訴追の二つを実施する義務があるとの考えを表明した(Human Rights Watch 2001)。
- 11)メキシコの人権活動家であるファビアン・サンチェス(Fabián Sánchez)氏の発言。筆者は2010年9月25日にサンチェス氏に対して電話インタビューを行なった。同氏は人権問題にかかわる国内および国際的な訴訟を行なう非営利団体「イデアス」(i(dh)eas, Litigio Estratégico en Derechos Humanos A.C.)の代表であり、「メキシコ人権擁護・促進委員会」(Comisión Mexicana de Defensa y Promoción de los Derechos Humanos)や国際「移行期の正義」センター(International Center for Transitional Justice、略称 ICTJ)メキシコ支部の顧問弁護士を務めるなど、メキシコ移行期の正義の市民社会における第一人者として知られている。
- 12) 特別検察庁では個人の責任が問われることになるため、国家制度全体としての責任は問われず、この意味で制度は保護されることになる。こうした主張の提唱者をアグアジョは「制度主義者 (institucionalista)」と呼び批判している (Aguayo 2001)。また、メキシコの研究者デニセ・ドレッセル (Denise Dresser) は、弁護士であるクレールはメキシコの国内法によって過

去の人権侵害加害者を裁くのは非常に難しいということを認識した上で、カスタニェーダおよびアギラル=シンセルの政府内影響力を抑え、PRIに歩み寄るべく、真相究明委員会に反対し特別検察庁創設案を推していた、と指摘している(*Proceso*. 27 de febrero de 2005:17–18)。

- 13) ただしフォックスは FEMOSPP を真相究明・訴追・賠償のすべてを担う 機関とし、これを画期的な「メキシコモデル」として強調していた(Aguayo v Treviño 2007: 724; Aguayo v Treviño 2006b)。
- 14) FEMOSPP の組織構造は、人権侵害についての調査を行なう法部門、真相 究明を担う情報分析部門、市民社会とのつながりを維持する対外関係部門の 3部門に分かれ、さらに法部門は(1)強制失踪、(2)1968年のトラテロルコ事件および1971年の学生運動弾圧事件、(3)その他の人権侵害事件を 扱う部署に分かれていた (Comisión de Derechos Humanos del Distrito Federal 2010)。設立当初、法的調査に従事する人員は30名とされ、長官直属の 専門家チームには5名が任命されることとなった (Reforma, 5 de enero de 2002)。なお、市民支援委員会 (Comité Ciudadano de Apoyo)も設置されたが、後述のように正式な役割を与えられることはなかった (Bickford 2005:549)。
- 15) 例えばプロセッソ (Proceso) 誌の記事 (*Proceso*, 24 de septiembre de 2000: 22—25) はこうした見解を示している。レフォルマ紙のアンケート (*Reforma*, 20 de mayo de 2004) も参考になる。
- 16) FEMOSPP 設立初期の2002年に、6ヶ月間同機関において被害者やその遺族への対応を担当する部署に所属した匿名人物に対し筆者が行なったインタビューでの発言(2010年1月27日)。
- 17) カリージョ=プリエトは、メキシコ国立自治大学法学部およびイベロアメリカ大学哲学部を卒業し、スペイン国立通信大学で法学博士号を取得しており、メキシコ国立自治大学の法務局長や内務省全国刑務所職業訓練プログラム調整局長を務めている(*Reforma*, 5 de enero de 2002)。
- 18) 新政権発足に国民の注目が集まるどさくさにまぎれて、という見方もできる (Aguayo y Treviño 2006b)。
- 19) 同報告書は、被害者家族から訴えのあった788件の強制失踪のうち、436件を強制失踪があったと証明するに十分な証拠を有するもの、207件を非常に高い確実性を有するもの、そして残りの145件をより多くの証拠を必要とするものとしている(FEMOSPP 2006:503-530)。
- 20) 米国の NGO であるナショナル・セキュリティ・アーカイブス(National Security Archives: NSA)のケイト・ドイル(Kate Dovle)は、他のラテン

アメリカ諸国と比べても、FEMOSPP は非常に豊富な政府資料を用いているとして評価している(Dovle 2006b)。

- 21) 当時の FEMOSPP 調査員調整局長ホセ・ソテーロ=マルバン(José Sotelo Marbán)によれば、結論および勧告部分は報告書の初稿から何の説明もなく削除されたという(Aguayo y Treviño 2006b)。
- 22) 「汚い戦争」とは、1960年代から80年代にかけてメキシコを含むラテンアメリカ諸国において広く見られた、政府および軍による人権侵害を含む左翼活動家・ゲリラの弾圧を指す。
- 23) 当初軍事検察は少なくとも143人の農民が殺されたと発表していたが、軍事裁判所は22人の殺害についてのみ訴追を認めた(Aguayo y Treviño 2007:734)。
- 24) 中には生きたまま海に投げられた者もいたという (*Proceso*, 27 de octubre de 2002:12-17)。
- 25) 注16の匿名人物に対し筆者が行なったインタビューでの発言(2010年1月 27日)。
- 26) ただし、時効不適用条約への加盟の有無に拘わらず人道に対する罪には時効を適用できないという考え方が、近年国際的に有力になりつつある。米州人権裁判所(Corte Interamericana de Derechos Humanos)は、2006年のチリに関する事件の判決で、人道に対する罪に時効がないことは国際法でいうユス・コーゲンス(強行規範)であると判示した(大串 2010:14)。この解釈に沿えば、たとえメキシコが時効不適用条約に遡及効がない旨の注釈をつけようとも、国際法上は時効を否定されることになろう。
- 27) ナサル=アロは、多くの強制失踪にかかわったとされる他、ゲレーロ州などでゲリラ弾圧を展開したパラミリタリー組織「白い部隊 (Brigada Blanca)」の結成に直接かかわった人物である。
- 28) 南米諸国の例に目を向けると、本稿であげた5要因以外に重要なものとして「制度的困難」をあげることができよう。代表例として、民政移管後のチリがある。チリでは選挙制度および上院の任命議員制度によって反軍政派と親軍政派が議会で拮抗し、コンセルタシオン政権は人権政策においてつねに野党との折衝を迫られた(浦部2007:81-83)。
- 29) メキシコでは、国防省管轄下に陸軍と空軍が位置し、海軍省が海軍を統括する。また、国防相は陸軍将校、海軍相は海軍将校が歴任している。
- 30) メキシコの歴史・政治学者メイエルは、こうした発言自体が非常に政治的 であると述べている (Meyer 2004)。
- 31) メキシコ革命から民主化に至るまでの政軍関係と軍の政治非介入理由につ

いて、馬場(2008)を参照されたい。

- 32) この年に、メキシコ革命以来初めての非軍人出身の大統領であるミゲル・ アレマン (Miguel Alemán) が就任した。
- 33) 軍民協定の変化と継続の要因については、馬場 (2008:212) を参照されたい。
- 34) FEMOSPP の設立当初には、特に組織の存続期限は設けられていなかった (Secretría de Gobernación 2001)。進行中の捜査や刑事裁判があったにもかかわらず、2006年11月に検察庁長官によって同機関の廃止が決定され、カルデロン政権発足後の2007年3月に官報に掲載された (Procuraduría General de la República 2007)。
- 35) 2009年4月、麻薬取り締まり任務中における軍の人権侵害について、ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書(Human Rights Watch 2009a)が出され、カルデロン大統領およびPGRに対する勧告がなされたが、2010年12月現在実効的な政策はいまだ打ち出されていない。
- 36) ディグナ・オチョアは、政治犯や社会運動家、ゲリラ活動家らの弁護士として活動していた。彼女の殺害には軍の関与が疑われているものの、真相は明らかになっていない。2003年にメキシコ連邦区検察庁(Procuraduría General de Justicia del Distrito Federal, 略称 PGJDF)はこれを「自殺」と結論づけたが、その後メキシコ連邦区人権委員会などの勧告および裁判所からの命令を受けて、2007年に調査を再開している(Proceso, 28 de octubre de 2001:14-17: Proceso, 4 de noviembre de 2001:22-29; Reforma, 28 de junio de 2005; Reforma, 24 de abril de 2007)。
- 37) ロペス=オスーナの死の約2週間前に、トラテロルコ事件における殺害および拷問の様子を捉えた21枚の写真が、匿名でプロセッソ誌のマドリードの支部に届けられた。これらの写真は弾圧の様子を生々しく記録したものであり、メキシコ国内はもとより海外でも複数のメディアを通じて報じられ、トラテロルコ事件の真相究明への新たな糸口となりうるとして期待されていた。中でも同誌の表紙となった写真は、若者が口から血を流し、裸の上半身には棒のようなもので殴られたような傷跡が複数うかがえる、非常に衝撃的なものであったが、この写真の人物こそが、ロペス=オスーナであった。彼がまさにトラテロルコ事件について口を開こうとしたそのときに、この不可解な死亡事件が起こったのである(Proceso, 9 de diciembre de 2001: Proceso, 23 de diciembre de 2001: 8-13: New York Times, December 13, 2001)。
- 38) 一方でアグアジョらは、オチョアらの死や人権活動家らへの脅迫といった

「弾圧」が引き続き存在するという事実が社会に知られたことは、過去の正義の追求を政府が完全に放棄することができないように作用する圧力として働いたと指摘している(Aguayo v Treviño 2007:721)。

- 39) 筆者による電話インタビューでのファビアン・サンチェス氏の発言 (2010 年9月25日)。
- 40) ラテンアメリカの人権団体の類型に関して、大串 (2008: 8-16) を参照 した。
- 41) ただし、フォックス政権に入ってからは正義を追求するべきだと考える人の割合が増え、2001年8月には69%にまで達した。FEMOSPP 創設の決定直後の同年12月には若干減って62%の人が強制失踪を含む「汚い戦争」について調査をするべきだと答えており、残り4割は関心がないか反対であると答えている(Reforma, 30 de diciembre de 2001)。
- 42) 筆者による電話インタビューでのファビアン・サンチェス氏の発言 (2010 年 9 月25日)。
- 43) 強制失踪者の家族らが耐えてきたメキシコの「汚い戦争」に関する歴史認識を、プロセッソ誌は以下のように表現している。「ここはアルゼンチンではない。強制失踪者が何千人もいるわけではないし、メキシコには軍事独裁もなかったのだから。」(*Proceso*, 1 de septiembre de 2002:36)。
- 44) ペルーの事例で犠牲者に先住民や貧困層が多いことが、犠牲者とその家族 による人権運動を限定的としたという示唆について、大串 (2008:14) を参照されたい。
- 45) 筆者が電話インタビューを行なったファビアン・サンチェス氏によれば、市民社会で大きな影響力をもっていたイバーラが公然と FEMOSPP を批判していたことは、他の人権団体や遺族らの FEMOSPP 不信にもつながった (2010年9月25日)。
- 46) Afadem のフリオ・マタ(Julio Mata Montiel)は2002年9月の時点ですでに FEMOSPPへの不信感をあらわにし、「強制失踪に関する165件のリストを FEMOSPPに提出したのは、国際司法に訴える前に国内における法的手段がすべて尽くされているという要件を満たすためにすぎない」と発言している(*Proceso*, 1 de septiembre de 2002:38)。
- 47) これらの人権団体とは、Academia Mexicana de Derechos Humanos (AMDH); Acción de los Cristianos por la Abolición de la Tortura (ACAT); Asociación de Familiares de Detenidos Desaparecidos y Víctimas de Violaciones a Derechos Humanos en México (Afadem); Asociación Mexicana para el Derecho a la Información (AMEDI); Asociación Mundial

de Radios Comunitarias-México (AMARC-México); Centro de Derechos Humanos "Fray Francisco de Vitoria OP" AC; Centro de Derechos Humanos "Miguel Agustín Pro Juárez" (Prodh); Centro Nacional de Comunicación Social (CENCOS); Centro por la Justicia y el Derecho Internacional (CEJIL); Comisión Mexicana de Defensa y Promoción de los Derechos Humanos, AC (CMDPDH); Foro Migraciones; Franciscans Internacional-Sección México; Fundación Diego Lucero; Liga Mexicana de Defensa de los Derechos Humanos (LIMEDDH); Red Nacional de Organismos Civiles de Derechos Humanos "Todos los derechos para todos"; Servicios y Asesoría para la Paz (SERAPAZ) である。

- 48) 本報告書では、FEMOSPPへの批判として、設立後1年が経過したが主立った成果が見られないこと、FEMOSPPの扱う人権侵害が広範すぎるため、あらゆる種類の訴えを受理しており、そのため「汚い戦争」の調査に力を注ぐことができていないことなどがあげられた。その他、当初 FEMOSPP が「強制失踪」などの人道に対する罪に相当するという解釈を断念し、「自由の非合法的剥奪」としたことや、軍に対する従順な態度についても疑問が呈された(Comisión de Derechos Humanos del Distrito Federal 2003)。
- 49) 筆者の行なった電話インタビューの中でファビアン・サンチェス氏は、市民社会側における諸アクターの足並みの不一致も、市民社会の参与を阻害した要因であると指摘した。同氏によれば、特に活動家と学界との協調は、FEMOSPPの活動後期の2004-2005年頃にようやく実現したという(2010年9月25日)。
- 50) 当初のメンバーは5名であったが、2003年5月に20名にまで拡大された (Seils 2004:16)。
- 51) 上下院の議席構成は、上院(2000-2006)で、PRI 60; PAN 46; 民主的革命党(Partido de la Revolución Democrática: 略称 PRD)15; 緑の党(Partido Verde Ecologista de México: 略称 PVEM)5; 労働党(Partido del Trabajo: 略称 PT)1であり、下院(2000-2003)で、PRI 210; PAN 206; PRD 50; PVEM 17; PT 8; コンベルヘンシア(Convergencia por la Democracia)3であった(Aguayo 2004: 183)。
- 52) クレールは、当時アグアジョとともに真相究明委員会設置案を推していたホセ=アントニオ・クレスポ(José Antonio Crespo)との会話の中で、真相究明委員会設置反対の理由として、軍への刺激に対する懸念に加えて、議会における PRI との協力の可能性をあげていた (*Proceso*, 31 de julio de 2005: 33)。

## 参考文献リスト

- 浦部浩之. 2007. 「堅実だがきわめて緩慢なチリにおける正義の追求一軍政が用意した法的枠組みが維持されたことの効果と制約一」(『マテシス・ウニウェルサリス』第9巻1号, 11月), 79~97ページ。
- 大串和雄. 1999. 「<研究ノート>罰するべき許すべきか――過去の人権侵害 に向き合うラテンアメリカ諸国のジレンマ」(『社会科学ジャーナル』第40 号, 2月), 139~160ページ。
- 2010. 「民主化・内戦後の司法に課せられるもの一フジモリ裁判と世界の潮流一」(『立教大学ラテンアメリカ研究所報』2009年度,第38号,3月)、7~19ページ。
- 馬場香織. 2008. 「軍の政治非介入:メキシコ政軍関係史」(『国家学会雑誌』第121巻3・4号, 4月), 171~229ページ。
- Asociación de Familiares de Detenidos, Desaparecidos, y Víctimas de Violaciones a los Derechos Humanos en México, y Comisión Mexicana de Defensa y Promoción de los Derechos Humanos. 2009. "Boletín de Prensa. 16 de diciembre de 2009."
- Aguayo Quezada, Sergio. 2001. "La Comisión de la Verdad. Los institucionalistas." *Reforma*, 1º de agosto de 2001.
- ——— (eds.). 2004. El pequeño almanaque mexicano. La sociedad mexicana en una visión actual, objetiva y breve. (México: Aguilar).
- Aguayo Quezada, Sergio y Javier Treviño Rangel. 2006a. "Neither Truth nor Justice. Mexico's De Facto Amnesty." *Latin American Perspectives*. Issue147, 33 (2): pp. 56–68.
- ———. 2006b. "El informe de la vergüenza." *Reforma*, 17 de diciembre de 2006.
- ———. 2007. "Fox y el pasado. La anatomía de una capitulación." Foro Internacional, 47(4).: 709–739.
- Aguayo Quezada, Sergio y Luz Paula Parra Rosales. 1997. Las organizaciones no gubernamentales de derechos humanos en México: Entre la democracia participativa y la electoral (México: Academia Mexicana de Derechos Humanos).
- Arriaga Valenzuela, Luis. 2008. "Crímenes de estado y derechos humanos en México." *El Cotidiano*, Julio-agosto, 23(150): pp. 57–62.
- Bickford, Louis. 2005. "Transitional Justice in Mexico." Journal of Human Rights,

- 4(4):537-557.
- Centro de Derechos Humanos Miguel Agustín Pro Juárez et al. 2006. "Esclarecimiento y sanción a los delitos del pasado durante el sexenio 2000–2006: Compromisos quebrantados y justicia aplazada."
- Cohen, Stanley. 1995. "State Crimes of Previous Regimes: Knowledge, Accountability, and the Policing of the Past." *Law and Social Inquiry*, 20(1): pp. 7–50.
- Comisión de Derechos Humanos del Distrito Federal. 2003. "Audiencia sobre la situación de la impunidad en México." *Defensor*, junio de 2003. <a href="http://www.cdhdf.org.mx/index.php?id=dfejun03impu">http://www.cdhdf.org.mx/index.php?id=dfejun03impu</a> (アクセス日:2010年10月4日)
- Corte Interamericana de Derechos Humanos. 2009. "Caso Radilla Pacheco vs. Estados Unidos Mexicanos. Sentencia de 23 de noviembre de 2009."
- Doyle, Kate. 2006a. "Impunity's Triumph: The Failure of Mexico's Special Prosecutor." <a href="http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB180/doyle\_im-punity\_triumph.pdf">http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB180/doyle\_im-punity\_triumph.pdf</a> (アクセス日: 2010年10月4日)
- Fiscalía Especial para Movimientos Sociales y Políticos del Pasado. 2006. "Informe histórico a la sociedad mexicana-2006." (México, D.F.)
- Human Rights Watch. 2001. "Mexico: Truth Commission Call Letter." <a href="http://www.hrw.org/en/news/2001/08/21/mexico-truth-commission-call-letter">http://www.hrw.org/en/news/2001/08/21/mexico-truth-commission-call-letter</a> (ア クセス日:2010年 9 月29日)

- ——. 2009b. "Mexico: Calderón Denies Military Impunity. Available Evidence Contradicts President's Statements." <a href="http://www.hrw.org/en/news/2009/">http://www.hrw.org/en/news/2009/</a>

- $\underline{08/10/\text{mexico-calderon-denies-military-impunity}}$  (アクセス日: 2010年10月4日)
- International Center for Transitional Justice, 2008. "México." Submission to the Universal Periodic Review of the UN Human Rights Council Fourth Session, February 2–13, 2008.
- López Narváez, Froylán M. 2004. "Perdonar y olvidar." *Reforma*, 14 de julio de 2004.
- Meyer, Lorenzo. 2004. "Agenda Ciudadana / El general en nuestro laberinto." *Reforma*, 8 de julio de 2004.
- Procuraduría General de la República. 2002. "Acuerdo A/01/02. "México, D.F., 4 de enero de 2002.
- ———. 2007. "Acuerdo A/317/06. "México, D.F., 26 de marzo de 2007.
- Secretaría de Gobernación. 2001. "Acuerdo por el que se disponen diversas medidas para la procuración de justicia por delitos cometidos contra personas vinculadas con movimientos sociales y políticos del pasado." México, D.F., 27 de noviembre de 2001.
- Secretaría de Relaciones Exteriores. 2002. "Convención sobre la imprescriptibilidad de los crímenes de guerra y de los crímenes de lesa humanidad. Ratificada por México el 15 de marzo de 2002." (México, D.F.)
- Seils, Paul. 2004. "A Promise Unfulfilled? The Special Prosecutor's Office in Mexico." Occasional Paper Series, International Center for Transitional Justice.

#### 新聞・雑誌

El Universal (México).

La Jornada (México).

New York Times (New York).

Proceso (México).

Reforma (México).